

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先法人名称    | 名目・趣旨等    | 交付又は支出額<br>(単位:円) | (会費の場合)<br>支出先法人が定める<br>会費一口当たりの金<br>額、もしくは最低限の<br>金額<br>(単位:円) | 交付又は支出日等<br>(支出決定日)                       | (会費の場合)<br>支出の理由等 | 公益法人の場合     |                   | 点検結果<br>(見直す場合はその内容)   | 継続支出の<br>有無 |
|----------------|-----------|-------------------|---|---|-------------------|-------------|-------------------|--|-------------|
|                |           |                   |   |   |                   | 公益法人の区<br>分 | 国所管、都道府<br>県所管の区分 |  |             |
| 土木学会           | シンポジウム参加料 | 137,500           |   | 7/20,7/25,8/10,8/29                       |                   | 公社          | 国所管               | 当該支出は、土木研究所の研究成<br>果の普及活動の一環として研究集<br>会・講習会等に積極的に参加するこ<br>とで研究成果の普及に努めるととも<br>に、多くの研究者が集う学会等に参<br>加して、関係する研究分野の発表を聴講<br>したり、他機関等の研究者と意見交換<br>等をして最新の研究の動向等を知る<br>など、当研究所の研究業務を実施す<br>る上で必要なものである。<br>研究集会・講習会等への参加につい<br>ては、その目的が業務に有益な情報<br>の収集に限定している。また、参加者<br>の選出においても研究業務との関係<br>性を考慮のうえ所属グループ長等<br>による事前承認を実施している。した<br>がって、業務に関する技術情報として<br>認められないもの、本来業務へ支障<br>をきたすもの及び甚だしく高額な参<br>加費であるものについては、参加を認め<br>ていない。<br>今後もこれまでの取り組みを継続し<br>ていく。 | 有           |
|                | 論文集掲載料    | 105,000           |   | 9/29                                      |                   |             |                   |  | 有           |
|                | 講演会参加料    | 836,400           |   | 4/21,6/16,6/20,9/21,<br>10/11,10/19,10/27 |                   |             |                   |  | 有           |
|                | 研究発表会参加料  | 105,000           |   | 12/16,12/26,2/17                          |                   |             |                   |  | 有           |
| 日本プラントメンテナンス協会 | 講習会参加料    | 241,500           |   | 6/20,7/28                                 |                   | 特社          | 国所管               | 有  |             |
| 日本大ダム会議        | 年次例会登録料   | 109,200           |   | 6/10                                      |                   | 特社          | 国所管               | 有  |             |
| 日本地すべり学会       | 研究発表会等参加料 | 145,000           |   | 9/29,10/11                                |                   | 特社          | 国所管               | 有  |             |
| 日本道路協会         | 会議参加料     | 130,000           |   | 12/9                                      |                   | 特社          | 国所管               | 有  |             |
| 地盤工学会          | 研究発表会申込料  | 289,000           |   | 7/28,8/10,9/12                            |                   | 公社          | 国所管               | 有  |             |
|                | 会議参加料     | 131,818           |   | 6/16                                      |                   |             |                   | 有  |             |
| 日本建築学会         | 会議参加料     | 124,000           |   | 2/20,3/23                                 |                   | 特社          | 国所管               | 有  |             |

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。